

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日 <u>医政発 0331 第 109 号</u> 令和 3 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">最終改正 <u>医政発 0331 第 40 号</u> 令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)</p> <p>医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について</p> <p>平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医</p>	<p style="text-align: right;">医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">最終改正 <u>医政発 0331 第 109 号</u> 令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)</p> <p>医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について</p> <p>平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医</p>

改正後	改正前
<p>療用機器の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。</p>	<p>療用機器の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について</p> <p>1 趣旨</p> <p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による</p>	<p>第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について</p> <p>1 趣旨</p> <p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による</p>

改正後	改正前
<p>改正後の労働基準法に基づく<u>時間外・休日労働時間の上限規制</u>が平成31年4月1日から施行されるところ、<u>医師については5年間適用が猶予され、2024年4月1日から上限規制が適用される。</u><u>また、医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)では、医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医師の労働時間の短縮のため、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備することとされており、時間外・休日労働時間の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進する必要がある。</u></p> <p>医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の労働時間管理の適確な把握 ・ 医師の長時間労働解消に向けた業務の移管（タスク・シフト）の推進や時間の短縮や医師間での業務の共同化（タスク・シェア）に資するチーム医療の推進 ・ 医師から業務の移管（タスク・シフト）を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 <p>を実現することが求められている。</p> <p>この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。</p>	<p>改正後の労働基準法に基づく<u>時間外労働の上限規制</u>が平成31年4月1日から施行されるところ、<u>医師については5年間適用が猶予され、2024年4月1日から上限規制が適用される。</u><u>一方で、医師は、全業種・職種の中でも最も長時間労働の実態にあり、月80時間を超えて時間外労働を行う者が約4割という調査結果(令和元年医師の勤務実態調査結果より)もあるため、時間外労働の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革が強く求められている。</u></p> <p>医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の労働時間管理の適確な把握 ・ 医師の長時間労働解消に向けた業務の移管（タスク・シフト）の推進や時間の短縮や医師間での業務の共同化（タスク・シェア）に資するチーム医療の推進 ・ 医師から業務の移管（タスク・シフト）を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 <p>を実現することが求められている。</p> <p>この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。</p>

改正後	改正前
<p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、(3) に掲げる設備等を取得<u>(所有権移転外リース取引による取得を除く。)</u>又は製作して、(2) に掲げる者が営む医療保健業の用に供した場合は、当該設備等について、普通償却限度額に加え、特別償却限度額(当該設備等の取得額の15%に相当する額)まで償却することを認めるもの。</p> <p>(2) 制度の対象となる者</p> <p>青色申告書を提出する<u>法人又は個人</u>で医療保健業を営むもの。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 制度対象となる期間</p> <p>計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成31年4月1日から令和7年3月31日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる。</p> <p>3 特別償却制度の対象となる勤務時間短縮用設備等の要件</p> <p><u>類型1</u> 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等</p>	<p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、(3) に掲げる設備等を取得又は製作して、(2) に掲げる者が営む医療保健業の用に供した場合は、当該設備等について、普通償却限度額に加え、特別償却限度額(当該設備等の取得額の15%に相当する額)まで償却することを認めるもの。</p> <p>(2) 制度の対象となる者</p> <p>青色申告書を提出する法人<u>(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む。以下同じ。)</u>又は個人で医療保健業を営むもの。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 制度対象となる期間</p> <p>計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる。</p> <p>3 特別償却制度の対象となる勤務時間短縮用設備等の要件</p> <p><u>類型1</u> 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等</p>

改正後	改正前
<p>○勤怠管理を行うための設備等（ＩＣカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの）</p> <p>医師の労働時間の実態把握は労働基準法上の使用者の責務であり、医師の労働時間の実態を正確に把握することで、<u>時間外・休日労働時間</u>を短縮すべき医師を特定し、重点的に対策を講じることができること、導入することにより、各医師の労働時間の短縮に対する意識改革にもつながること、使用者の労働時間管理コストが削減されることなどの効果が期待される。</p> <p>類型 2～5 (略)</p> <p>4 計画に記載する事項</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の現状分析</p> <p>原則として<u>時間外・休日労働時間</u>が、計画を勤改センターに提出した日の属する月の前の月以前の3ヶ月平均で60時間以上となっている全ての医師を対象として、当該医師の<u>時間外・休日労働時間</u>の実態を記載すること。</p> <p>(2) 対象とする医師の<u>時間外・休日労働時間</u>の短縮の目標</p> <p>対象とする医師の<u>時間外・休日労働時間</u>の短縮について、計画実施6ヶ月後の目標（勤務時間短縮用設備等を導入する場合には導入後6ヶ月後の目標）を記載すること。</p>	<p>○勤怠管理を行うための設備等（ＩＣカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの）</p> <p>医師の労働時間の実態把握は労働基準法上の使用者の責務であり、医師の労働時間の実態を正確に把握することで、<u>時間外労働時間</u>を短縮すべき医師を特定し、重点的に対策を講じることができ、導入することにより、各医師の労働時間の短縮に対する意識改革にもつながること、使用者の労働時間管理コストが削減されることなどの効果が期待される。</p> <p>類型 2～5 (略)</p> <p>4 計画に記載する事項</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の現状分析</p> <p>原則として<u>時間外労働時間</u>が、計画を勤改センターに提出した日の属する月の前の月以前の3ヶ月平均で60時間以上となっている全ての医師を対象として、当該医師の<u>時間外労働時間</u>の実態を記載すること。</p> <p>(2) 対象とする医師の<u>時間外労働時間</u>の短縮の目標</p> <p>対象とする医師の<u>時間外労働時間</u>の短縮について、計画実施6ヶ月後の目標（勤務時間短縮用設備等を導入する場合には導入後6ヶ月後の目標）を記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 医師の労働時間を短縮するに当たっての実行計画 対象となる医師の<u>時間外・休日</u>労働時間を短縮するために取り組む対策の概要を記載すること。</p>	<p>(3) 医師の労働時間を短縮するに当たっての実行計画 対象となる医師の<u>時間外</u>労働時間を短縮するために取り組む対策の概要を記載すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について</p>	<p>第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 概要</p>	<p>2 概要</p>
<p>(1) 制度の概要</p>	<p>(1) 制度の概要</p>
<p>(2) に掲げる者が、平成31年4月1日から令和<u>7</u>年3月31日までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）<u>等</u>をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。</p>	<p>(2) に掲げる者が、平成31年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）<u>又は建設</u>をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。</p>
<p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>(3) ～ (5) (略)</p>
<p>第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について</p>	<p>第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 概要</p>	<p>2 概要</p>

改正後	改正前
<p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）<u>又は製作</u>をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 12% の特別償却ができることとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>第 4 施行期日について (略)</p>	<p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 <u>5</u> 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得<u>等</u>（所有権移転外リース取引による取得を除く。）をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 12% の特別償却ができることとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>第 4 施行期日について (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別添 1)</p> <p style="text-align: center;">医師等勤務時間短縮計画</p> <p><基礎情報> (略)</p> <p><現状分析></p> <p>1. 本計画の対象医師（<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）</p> <p>※<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、その人数を記載</p> <p>2. 「<目標> 1. 対象医師の<u>時間外・休日労働</u>等の分析と目標設定」欄の、直近3ヶ月における対象医師の<u>時間外・休日労働</u>についてヒアリング ：(元号) 年 月</p> <p><目標></p> <p>1. 対象医師の<u>時間外・休日労働</u>等の分析と目標設定原則、直近3ヶ月間の<u>時間外・休日労働</u>について記入</p> <p>※<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載</p> <p>※「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能</p>	<p style="text-align: right;">(別添 1)</p> <p style="text-align: center;">医師等勤務時間短縮計画</p> <p><基礎情報> (略)</p> <p><現状分析></p> <p>1. 本計画の対象医師（<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）</p> <p>※<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、その人数を記載</p> <p>2. 「<目標> 1. 対象医師の<u>時間外労働</u>等の分析と目標設定」欄の、直近3ヶ月における対象医師の<u>時間外労働</u>についてヒアリング ：(元号) 年 月</p> <p><目標></p> <p>1. 対象医師の<u>時間外労働</u>等の分析と目標設定原則、直近3ヶ月間の<u>時間外労働</u>について記入</p> <p>※<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載</p> <p>※「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能</p>

改正後

	月	月	月	3ヶ月平均 (※計画実施 6ヶ月後の目標)	備考
対象医師の平均					
目標（最長時間）	—	—	—	※	
目標（平均値）	—	—	—	※	

※本計画期間における目標値。医師の労働時間縮減の最終目標と一致せずともよい。

2～4 (略)

〈実行計画（対策の概要）〉

1. (略)

2. 労働時間管理の適正化

(1)～(4) (略)

(5) 時間外・休日労働時間の把握を自己申告のみで行っている場合の適正化 (済・未済)

(6) (略)

3. 36協定等の締結

(1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外・休日労働をさせていないかの確認 (済・未済)

(2) 36協定で定める時間外・休日労働時間数と実際の状況に応じ

改正前

	月	月	月	3ヶ月平均 (※計画実施 6ヶ月後の目標)	備考
対象医師の平均					
目標（最長時間）	—	—	—	※	
目標（平均値）	—	—	—	※	

※本計画期間における目標値。医師の労働時間縮減の最終目標と一致せずともよい。

2～4 (略)

〈実行計画（対策の概要）〉

1. (略)

2. 労働時間管理の適正化

(1)～(4) (略)

(5) 時間外労働時間の把握を自己申告のみで行っている場合の適正化 (済・未済)

(6) (略)

3. 36協定等の締結

(1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないかの確認 (済・未済)

(2) 36協定で定める時間外労働時間数と実際の状況に応じた見直

改正後	改正前
<p>※個人の場合は租税特別措置法第12条の2第2項、法人の場合は租税特別措置法第45条の2第2項</p> <p>(以下略)</p>	<p>※個人の場合は租税特別措置法第12条の2第2項、法人の場合は租税特別措置法第45条の2第2項、<u>連結親法人等</u>の場合は租税特別措置法第68条の2第2項</p> <p>(以下略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">医師等勤務時間短縮計画報告書</p> <p><基礎情報> (略)</p> <p><実施後の現状分析></p> <p>1. 本計画の対象医師（計画作成時、<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）</p> <p>※計画作成時、<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載した場合は、その人数を記載</p> <p>2. 「〈実績〉1. 対象医師の<u>時間外・休日労働</u>等の分析と実績」欄の、計画実施6ヶ月後実績1ヶ月における対象医師の<u>時間外・休日労働</u>についてヒアリング ：(元号) 年 月</p> <p><実績></p> <p>1. 対象医師の<u>時間外・休日労働</u>等の分析と実績 計画書作成時の<u>時間外・休日労働</u>の目標及び計画実施6ヶ月後の実績について記入</p> <p>注1 計画作成時、<u>時間外・休日労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載した場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載</p>	<p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">医師等勤務時間短縮計画報告書</p> <p><基礎情報> (略)</p> <p><実施後の現状分析></p> <p>1. 本計画の対象医師（計画作成時、<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）</p> <p>※計画作成時、<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載した場合は、その人数を記載</p> <p>2. 「〈実績〉1. 対象医師の<u>時間外労働</u>等の分析と実績」欄の、計画実施6ヶ月後実績1ヶ月における対象医師の<u>時間外労働</u>についてヒアリング ：(元号) 年 月</p> <p><実績></p> <p>1. 対象医師の<u>時間外労働</u>等の分析と実績 計画書作成時の<u>時間外労働</u>の目標及び計画実施6ヶ月後の実績について記入</p> <p>※ 計画作成時、<u>時間外労働時間</u>が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載した場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載</p>

改正後				改正前			
<p>注2 別紙「器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト」に記載した対象機器の導入が労働時間短縮等につながった効果について、可能な限り定量的な指標を含めて備考欄に記載</p> <p>(例：電子カルテの導入により、紙媒体のカルテ準備や入力作業等の負担が軽減され、一業務あたり〇分程度の作業時間が短縮された等)。</p>							
	計画作成前3ヶ月平均 (※計画実施6ヶ月後の目標)	計画実施6ヶ月後実績 (月)	備考		計画作成前3ヶ月平均 (※計画実施6ヶ月後の目標)	計画実施6ヶ月後実績 (月)	備考
対象医師の平均				対象医師の平均			
目標・実績(最長時間)	※			目標・実績(最長時間)	※		
目標・実績(平均値)	※			目標・実績(平均値)	※		
<p>※ 「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能</p>				<p>※ 「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能</p>			
2～4 (略)				2～4 (略)			
〈実行実績(対策の概要)〉				〈実行実績(対策の概要)〉			
1. (略)				1. (略)			
2. 労働時間管理の適正化				2. 労働時間管理の適正化			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 時間外・休日労働時間の把握を自己申告のみで行っている場合の適正化(済・未済)				(5) 時間外労働時間の把握を自己申告のみで行っている場合の適正化(済・未済)			

改正後	改正前
<p>(6) (略)</p> <p>3. 36協定等の締結</p> <p>(1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて<u>時間外・休日労働</u>をさせていないかの確認 (済・未済)</p> <p>(2) 36協定で定める<u>時間外・休日労働時間数</u>と実際の状況に応じた見直し (済・未済)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 医師の<u>時間外・休日労働時間</u>の削減等に向けた戦略の状況： (略)</p> <p>別紙</p> <p>器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト (税込 30 万円以上のもの)</p> <p>1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等 (省力化) (略) (詳細化) <input type="checkbox"/> <u>時間外・休日</u>に行う研鑽に関する取扱いの明確化 (製品名 :メーカー名)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>3. 36協定等の締結</p> <p>(1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて<u>時間外労働</u>をさせていないかの確認 (済・未済)</p> <p>(2) 36協定で定める<u>時間外労働時間数</u>と実際の状況に応じた見直し (済・未済)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 医師の<u>時間外労働時間</u>の削減等に向けた戦略の状況： (略)</p> <p>別紙</p> <p>器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト (税込 30 万円以上のもの)</p> <p>1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等 (省力化) (略) (詳細化) <input type="checkbox"/> <u>時間外</u>に行う研鑽に関する取扱いの明確化 (製品名 :メーカー名)</p> <p>2～6 (略)</p>